

# News Release



こたえていく。かなえていく。  
北陸電力

令和元年 10月 15日

## 「とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定」 の締結について

富 山 県  
北陸電力株式会社

富山県（知事：石井 隆一）と北陸電力株式会社（代表取締役社長 社長執行役員：金井 豊）は、本日、「とやまの未来創生に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、富山県と北陸電力株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、とやまの未来創生に寄与することを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 地域の安全・安心、災害対策に関すること
3. 産業振興、移住・U I Jターン対策の推進に関すること
4. 観光振興・まちづくり・文化の振興に関すること
5. 子育て支援・多様な人材の育成に関すること
6. 健康増進・スポーツ振興、SDGsの普及推進に関すること

今後は、連携事項に基づき、環境美化活動、森林保全活動、海洋プラスチックごみの発生抑制対策の実施や水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの利活用の促進など様々な施策で相互の緊密な連携と協力を図り、とやまの未来創生を目指してまいります。

＜別紙1＞「とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定」における連携事項

＜別紙2＞とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定書

### 【お問い合わせ】

富 山 県：総合政策局企画調整室（電話）076-444-3949  
北陸電力：地域広報部報道チーム（電話）076-405-0110

令和元年10月15日

「とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定」  
における連携事項

1. 環境・エネルギーに関すること

- 環境美化活動、森林保全活動、海洋プラスチックごみの発生抑制対策の実施
- 水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの利活用の促進
- EVの活用拡大に向けた検討（富山県立大学との共同研究ほか）
- 最新のエネルギー・マネジメントシステムの展開等による省エネの推進
- 出前広報、とやま環境フェアへの出展など環境・エネルギーに関する教育・啓発活動の実施
- 食品ロス対策・ノーレジ袋実践等の県民運動への協力

2. 地域の安全・安心、災害対策に関すること

- 電力関連施設の安全と環境保全に関する連携
- 災害発生時に復旧等の拠点となる施設に対する最適な電源確保に関する対応
- 災害時等における水力発電施設間の連携協力
- 県防災訓練における相互連携など地域防災力の向上
- 子どもや高齢者等に対する地域見守り活動の実施
- 地域防犯力の強化（こども110番活動、防犯カメラ設置のための電柱活用等）

3. 産業振興、移住・U・I・Jターン対策の推進に関すること

- 企業誘致の促進
- 港湾の活用、公共交通・空港の活性化に向けた協力
- 地元食材等の利用・販売に向けた協力
- U・I・Jターン者の雇用や移住促進の取組みへの協力
- 地域の通信インフラの強化に向けた検討（5G環境の整備等）

4. 観光振興・まちづくり・文化の振興に関すること

- 世界で最も美しい富山湾の活用・保全
- 「立山黒部」等の観光資源を活かした観光振興への協力
- 富岩運河環水公園周辺の賑わいづくりへの協力
- 世界遺産五箇山合掌造り集落・国宝瑞龍寺等の文化財保護や芸術・文化事業に対する協力
- 県内各地の祭り等への協力

5. 子育て支援・多様な人材の育成に関すること

- 「とやまっ子すくすく電気」の実施協力
- 子育て支援・女性活躍等の取組みの積極的な推進
- 県内各校における出前授業の実施

6. 健康増進・スポーツ振興、SDGsの普及推進に関すること

- 従業員向けの健康増進活動をはじめとした健康経営の積極的な推進
- スポーツの振興（カターレ富山の支援、北電カップ学童サッカー大会の開催、富山マラソンの協賛等）
- SDGsの普及推進に関する連携

## 「とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定」における連携事項

富山県と北陸電力株式会社は、この包括連携協定に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、とやまの未来創生に寄与することを目的として、相互連携を図りながら以下の6つの連携事項について検討・推進してまいります。

※下記の■は主な連携事項の具体例

## 1. 環境・エネルギーに関すること

- 環境美化活動、森林保全活動、海洋プラスチックごみの発生抑制対策の実施



- 水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの利活用の促進

- EVの活用拡大に向けた検討（富山県立大学との共同研究ほか）



- 最新のエネルギー・マネジメントシステムの展開等による省エネの推進



- 出前広報、とやま環境フェアへの出展など環境・エネルギーに関する教育・啓発活動の実施

- 食品ロス対策・ノーレジ袋実践等の県民運動への協力

## 3. 産業振興、移住・UIJターン対策の推進に関すること

- 企業誘致の促進



- 港湾の活用、公共交通・空港の活性化に向けた協力



- 地元食材等の利用・販売に向けた協力



- UIJターン者の雇用や移住促進の取組みへの協力

- 地域の通信インフラの強化に向けた検討（5G環境の整備等）

## 5. 子育て支援・多様な人材の育成に関すること

- 「とやまっ子すくすく電気」の実施協力

電気料金負担を軽減し  
子育て世帯を応援します



とやまっ子すくすく電気



とやまっ子すくすく電気

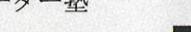
- 子育て支援・女性活躍等の取組みの積極的な推進



煌く女性リーダー塾



育児休業復帰セミナー



高校への出前授業

- 県内各校における出前授業の実施

## 2. 地域の安全・安心、災害対策に関すること

- 電力関連施設の安全と環境保全に関する連携



- 災害発生時に復旧等の拠点となる施設に対する最適な電源確保に関する対応



- 災害時等における水力発電施設間の連携協力

- 県防災訓練における相互連携など地域防災力の向上



- 子どもや高齢者等に対する地域見守り活動の実施

- 地域防犯力の強化(こども110番活動、防犯カメラ設置のための電柱活用 等)



## 4. 観光振興・まちづくり・文化の振興に関すること

- 世界で最も美しい富山湾の活用・保全



- 「立山黒部」等の観光資源を活かした観光振興への協力



- 富岩運河環水公園周辺の賑わいづくりへの協力



- 世界遺産五箇山合掌造り集落・国宝瑞龍寺等の文化財保護や芸術・文化事業に対する協力



- 県内各地の祭り等への協力

## 6. 健康増進・スポーツ振興、SDGsの普及推進に関すること

- 従業員向けの健康増進活動をはじめとした健康経営の積極的な推進



北陸電力 健康増進活動

- スポーツの振興(カターレ富山の支援、北電カップ学童サッカー大会の開催、富山マラソンの協賛 等)

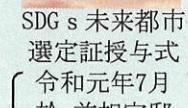


カターレ富山サッカー教室

- SDGsの普及推進に関する連携



世界を変えるための17の目標



SDGs 未来都市選定証授与式  
令和元年7月  
於 首相官邸

とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定書

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲  
富山県（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携  
を強化し、とやまの未来創生を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を  
締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対  
応し、とやまの未来創生に寄与することを目的とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保  
有するものとする。

令和元年10月15日

(連携事項)

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 環境・エネルギーに関すること
- (2) 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- (3) 産業振興、移住・U I Jターン対策の推進に関すること
- (4) 観光振興・まちづくり・文化の振興に関すること
- (5) 子育て支援・多様な人材の育成に関すること
- (6) 健康増進・スポーツ振興、SDGsの普及推進に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要な都度、協議を行うもの  
とする。

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事

石井 隆一 (自署)

乙 富山県富山市牛島町15番1号  
北陸電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとし、有効期間満了の  
日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し出がない限り、当該期間満了  
の日の翌日から起算して1年間、本協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

金井 豊 (自署)

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報であ  
る旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはな  
らない。

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保  
持の義務を負う。